

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。  
平成28年5月17日

秋田県監査委員 平山晴彦  
秋田県監査委員 三浦英一  
秋田県監査委員 石塚博史  
秋田県監査委員 中嶋定雄  
27財 ー 329  
平成28年4月22日

秋田県監査委員 平山晴彦  
秋田県監査委員 三浦英一 様  
秋田県監査委員 石塚博史  
秋田県監査委員 中嶋定雄

秋田県知事 佐竹敬久

行政監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成28年3月24日付け監委ー757で通知のあったことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

別紙

平成27年度行政監査 改善・検討を要する事項に係る措置状況

| 担当課所名    | 改善・検討を要する事項  | 措置状況   |
|----------|--|--|
| 総務部総合防災課 | 中央地区防災備蓄倉庫の自家発電機に接続する非常用照明器具を整備する必要がある。  | 本年3月、自家発電機に接続する非常用照明器具として投光器1機の配備を完了いたしました。  |
|          | 県北地区・中央地区・県南地区・消防学校防災備蓄倉庫で非常用電源として自家発電機・設備が整備されているが、速やかに稼働できるよう地域振興局職員等に操作技能を習得させる必要がある。また、緊急時に確実に稼働できるよう定期的に自家発電機の稼働点検を実施する必要がある。 | 自家発電機・設備に関しましては、本年2月に各設備に対応した操作マニュアルを作成し、管理者である地域振興局及び消防学校に配布したほか、担当者を対象に、各機関ごとに操作方法の説明会を実施いたしました。併せて各機関に対して定期的な稼働点検を行うことを依頼済みですが、今後も、地域振興局の関係者参集のうでで開催する会議や当課職員が備蓄倉庫に出向く機会などをとらえ、徹底してまいります。 |
|          | 県北地区・県南地区防災備蓄倉庫では、棚の上部にも重量のあるものを収納しており、迅速な搬出が難しいため、収納のレイアウト等配置方法の検討が必要である。   | 倉庫内のレイアウト等につきましては、災害発生時の迅速な物資の搬出など、倉庫の機能が最大限発揮されることが可能となるよう、的確な配置・収納方法を検討し、速やかに対応してまいります。  |
|          | 鹿角地域振興局及び仙北地域振興局の防災備蓄倉庫で換気装置が整備されていなかったほか、消防学校防災備蓄倉庫で外壁の一部にひびが入り倉庫内部の壁数箇所に雨水が滲んでいた。備蓄物資の良好な保管環境の確保に向けた検討が必要である。                    | ご指摘の備蓄倉庫につきましては、各管理者との間で協議を開始しており、各倉庫ごとの現状を踏まえ、備蓄物資の良好な保管環境確保の観点から、倉庫の修繕等適切な方法を検討のうえ、対応してまいります。  |
|          | 備蓄倉庫によって地域振興局等が実施する巡回・点検の回数が異なっていたので、全て  | 倉庫の管理者として位置づけている地域振興局等の定期的な巡回・点検につきまし  |

について同一水準に保たれるよう、巡回・点検に係る基準等の作成の検討が必要である。

では、全機関を訪問のうえ、当課から頻度や方法について基準を示して了解をいただいております。今後も、地域振興局の関係者参集のうえで開催する会議や当課職員が備蓄倉庫に出向く機会などをとらえ、徹底してまいります。